

## 大気汚染防止法（ばい煙発生施設）に係る測定項目・測定頻度について

大気汚染防止法においては、同法第16条の規定により、ばい煙排出者に対し、その設置するばい煙発生施設から排出されるばい煙量又はばい煙濃度の測定義務及びその結果の記録義務を課している。

具体的なばい煙量又はばい煙濃度の測定項目及び頻度は、同法施行規則第15条に規定されており、測定項目ごとに、施設の種類の、硫酸化物の排出量、排出ガス量等に応じた頻度が定められている。（詳細は次のとおり。）

### 1. 硫酸化物、窒素酸化物、ばいじんについて

施設の種類の	硫酸化物 排出量	排出ガス量 ( $m^3N/時$ )	硫酸化物		窒素酸化物		ばいじん
			総量規制地域 内の特定工場	総量規制 地域外	総量規制地域 内の特定工場	総量規制 地域外	
ガス専焼ボイ ラー、ガスター ビン、ガス機関	10 $m^3N/時$ 以上	4万以上	常時	2ヶ月に1回 以上	常時	2ヶ月に1回 以上	5年に1 回以上
		4万未満				年2回以上	
	10 $m^3N/時$ 未満	4万以上	-	常時	2ヶ月に1回 以上	年2回以上	
		4万未満	年2回以上				
ガス発生炉のう ち燃料電池用 改質器	10 $m^3N/時$ 以上	-	常時	2ヶ月に1回 以上	5年に1回以上	5年に1 回以上	
	10 $m^3N/時$ 未満	-	-	-	5年に1回以上	5年に1 回以上	
廃棄物焼却 炉	焼却能力 4t/時 以上	10 $m^3N/時$ 以上	常時	2ヶ月に1回 以上	常時	2ヶ月に1回 以上	2ヶ月に 1回以上
		4万未満				年2回以上	
	10 $m^3N/時$ 未満	4万以上	-	常時	2ヶ月に1回 以上	年2回以上	
		4万未満	年2回以上				
焼却能力 4t/時 未満	10 $m^3N/時$ 以上	4万以上	常時	2ヶ月に1回 以上	常時	2ヶ月に1回 以上	年2回 以上
		4万未満				年2回以上	
	10 $m^3N/時$ 未満	4万以上	-	常時	2ヶ月に1回 以上	年2回以上	
		4万未満	年2回以上				
上記以外の全 ての施設	10 $m^3N/時$ 以上	4万以上	常時	2ヶ月に1回 以上	常時	2ヶ月に1回 以上	2ヶ月に 1回以上
		4万未満				年2回以上	年2回 以上
	10 $m^3N/時$ 未満	4万以上	-	常時	2ヶ月に1回 以上	年2回以上	2ヶ月に 1回以上
		4万未満	年2回以上				年2回 以上

排出ガス量が4万 $m^3N/時$ 未満であって、継続して休止する期間が6月以上の施設のばい煙の測定頻度 年1回以上

2. その他の有害物質について

測定項目	対象施設	排出ガス量 (m <sup>3</sup> N / 時)	
		4万以上	4万未満
カドミウム 及びその 化合物	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉(原料として硫酸カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するガラス・ガラス製品の製造の用に供するもの) 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉 カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	2ヶ月に 1回以上	年2回 以上
塩素	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽 活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、密閉式のものを除く。)		
塩化水素	廃棄物焼却炉 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽 活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、密閉式のものを除く。)		
弗素、弗化 水素及び 弗化珪素	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉(原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するガラス・ガラス製品の製造の用に供するもの) 燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉 弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。) トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉 アルミニウムの製錬の用に供する電解炉		
鉛及びそ の化合物	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉(原料として酸化鉛を使用するガラス・ガラス製品の製造の用に供するもの) 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉 鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設		

排出ガス量が4万m<sup>3</sup>N / 時未満であって、継続して休止する期間が6月以上の施設のばい煙の測定頻度 年1回以上